

用 語 の 定 義

1 介護予防サービス・居宅サービス

(1) 訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

(3) 介護予防訪問看護（ステーション）、訪問看護（ステーション）

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(4) 通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

(6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

(10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

2 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(3) 地域密着型通所介護

小規模の老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(4) 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通い、又は短期間宿泊し、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(6) 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(8) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス

(9) 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

3 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

4 居宅介護支援事業所

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

5 介護保険施設

(1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(3) 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(4) 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

6 開設・経営主体

(1) 日本赤十字社・社会保険関係団体

日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設においては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」として表章した。（老人福祉法附則第6条の2の規定により、特別養護老人ホームについては、厚生（医療）農業協同組合連合会は社会福祉法人とみなされるため。）

(2) 独立行政法人

独立行政法人通則法（平成11年法律103号）の規定及び個別法の定めるところにより設立された法人

(3) 社会福祉法人

社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人（地方公共団体が設立した社会福祉事業団を含む）

(4) 医療法人

医療法第39条の規定に基づく医療法人

(5) 社団・財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に基づく認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に基づき設立等された一般社団法人及び一般財団法人

(6) 協同組合

農業協同組合法の規定に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法の規定に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ただし、訪問看護ステーションにおいては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人」として表章した。

(7) 営利法人（会社）

会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社（会社法改正前の有限会社を含む）

(8) 特定非営利活動法人（NPO）

特定非営利活動促進法第2条の規定に基づく特定非営利活動法人